

公立小松大学大学院サステナブルシステム科学研究科担当
教員の資格判定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大学院博士前期課程及び後期課程を担当する教員（以下「担当教員」という。）の資格に関し必要な事項を定める。

(担当教員の資格)

第2条 担当教員の基礎資格は、公立小松大学教員選考基準第1条から第5条の規定による。

2 担当教員は、前項の基礎資格に加え、次の各号に該当し、且つ専門分野に関し充分な教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門職大学、研究所、博物館、資料館（以下「高等教育機関等」という。）において、原則として10年以上（非常勤講師としての期間は2分の一換算）、教育・研究に従事している者
- (2) 研究上の業績として、著書、論文等を原則として10編以上公刊している者
- (3) 前号のうち、査読付き論文及び筆頭著者である著書、論文等を必ず含み、且つ最近5年間に公刊した学術論文を有すること
- (4) 評価にあたっては、次の点を考慮する
 - ア 博士の学位
 - イ 単著の専門性
 - ウ 専攻分野の特性
 - エ 学術誌のインパクトファクター
 - オ 学会等での発表

3 前項の規定に関わらず、各専攻の授業科目の研究指導及び授業を担当する上での知識と教育上の高い識見及び能力を有すると認められる者は担当教員とすることができます。

(博士前期課程主任指導教員の資格)

第3条 博士前期課程において主任指導できる者は、前条の規定に該当する者のうち、教授、准教授とする。但し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者にあっては、講師及び助教を主任指導教員とすることができます。

(博士後期課程主任指導教員の資格)

第4条 博士後期課程において主任指導できる者は、第2条の規定に該当する者のうち、教授とする。但し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者にあっては、准教授を主任指導教員とすることができる。

2 第2条第2項第2号に規定する著書、論文等は、原則20編以上とする。

(担当教員の選考)

第5条 担当教員の選考は、専攻会議の推薦に基づき研究科長が学長に推薦し、学長が決定し、理事長が任命する。

2 研究科長は、決定結果を研究科委員会に報告する。

附 則

この基準は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。